審議会等の公募委員候補者・市政モニター ご登録のお願い

市では、市民の皆さんのご意見を市政に反映させるため、「審議会等の公募委員候補者」および「市政モ ニター」への登録制度を設けています。無作為で選ばれた1,500人の市民の皆さんを対象に、登録に関す るご案内を2月上旬までに送付させていただきますので、内容をご確認のうえ、ぜひご登録ください。 ※「審議会等の公募委員候補者」と「市政モニター」は、両方または一方の登録ができます。

【審議会等の公募委員候補者】

問/政策企画課 ☎463-3089

市の審議会等にご出席いただく公募委員の候補者をあらかじめ名簿に登録するものです。 委員の改選時に名簿から候補者を選び、改めて委員への就任を依頼します。

登録期間/令和4年4月1日~令和6年3月31日の2年間

審議会等の一例/男女平等推進審議会、子ども・子育て会議、外部評価委員会など

- ※審議会によって開催回数、時間帯、報酬等は異なります。
- ※就仟依頼のないまま2年の名簿登録期間を終える場合もあります。



■就任までの流れ■

「同意書」に必要事 項を記入のうえ、返 送をお願いします。



名簿に 登録



就任依頼案内

市の担当部署か ら委員就任のお 願いをします。



審議会等の公募委員 として会議に参加し ていただきます。

就任を見送ります。 名簿への登録は続く ため、別の審議会の

就任依頼がある可能 性があります。

2463-3163

【市政モニター】 問/市政情報課

市民ニーズを把握するため、市からのアンケートに回答していただくものです。

アンケートへの回答は無記名ですので、市政に対する皆さんの率直なご意見をお聞かせください。

登録期間/令和4年4月1日~令和6年3月31日の2年間

アンケート回数/年3~4回程度(郵送、メールどちらかを選択できます)

内容/福祉や環境に関すること、市政全般についての満足度や重要度などです。 また、広報あさかの内容についてもお伺いします。

(過去のアンケート内容および集計結果は、市ホームページをご覧ください)

※アンケートへの回答に対する報酬等はありません。



「同意書」に必要事 項を記入のうえ、返 送をお願いします。



名簿に 登録



アンケートの実施

年に3~4回実施する アンケートにご回答を お願いします。



回答の集計・公表

いただいた回答の集計 結果はモニターの皆さ んにお知らせするとと もに、公表します。